

令和元年度中山間地域等直接支払制度実施状況の概要

宮崎県農政水産部農村整備課

1 実施市町村数

- ・本制度を活用できる市町村は、県内26市町村のうち23市町村となっています。
(対象地域を含まない市町村：高鍋町、新富町、川南町)
- ・対象地域を含む市町村のうち、20市町村で本制度を活用しています。

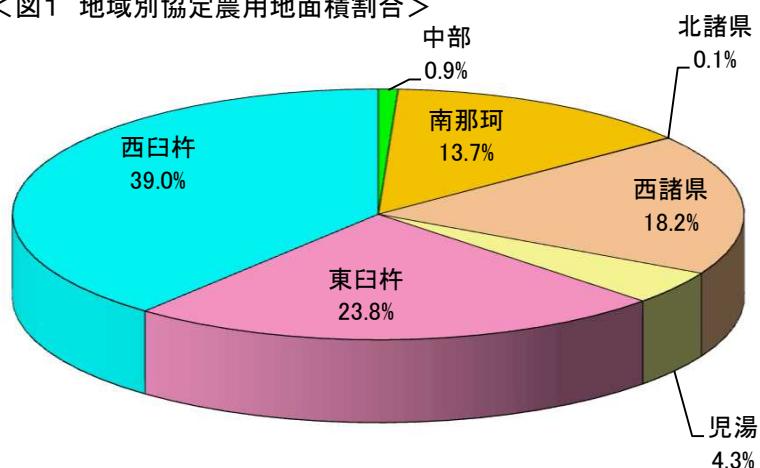
2 協定数

- ・県全体協定数は、371協定(平成30年度は371協定)となっており、全てが集落協定となっています。

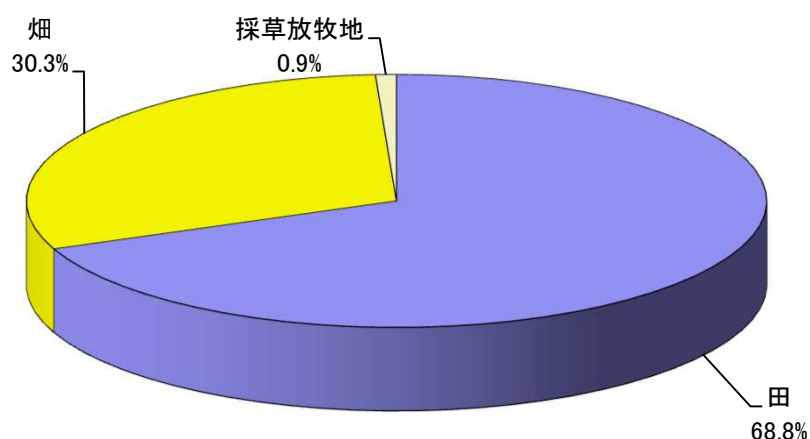
3 協定農用地面積

- ・県全体で5,548ha(平成30年度は5,552ha)の農用地を対象に協定が締結されています。
- ・地域別協定農用地面積割合では、西臼杵で39%、東臼杵で24%と、全体の63%を県北地域が占めています。(図1)
- ・地目別協定農用地面積割合では、田が69%、畑が30%、採草放牧地が1%となっています。(図2)
- ・1市町村当たりの平均協定農用地面積は277haとなっています。
- ・1協定当たりの平均協定農用地面積は15haとなっています。

<図1 地域別協定農用地面積割合>



<図2 地目別協定農用地面積割合>

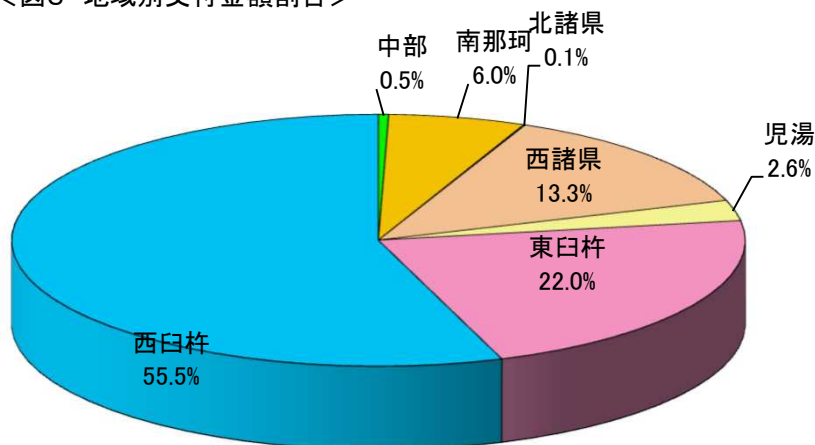


※四捨五入により合計が合わない場合があります

4 交付金額

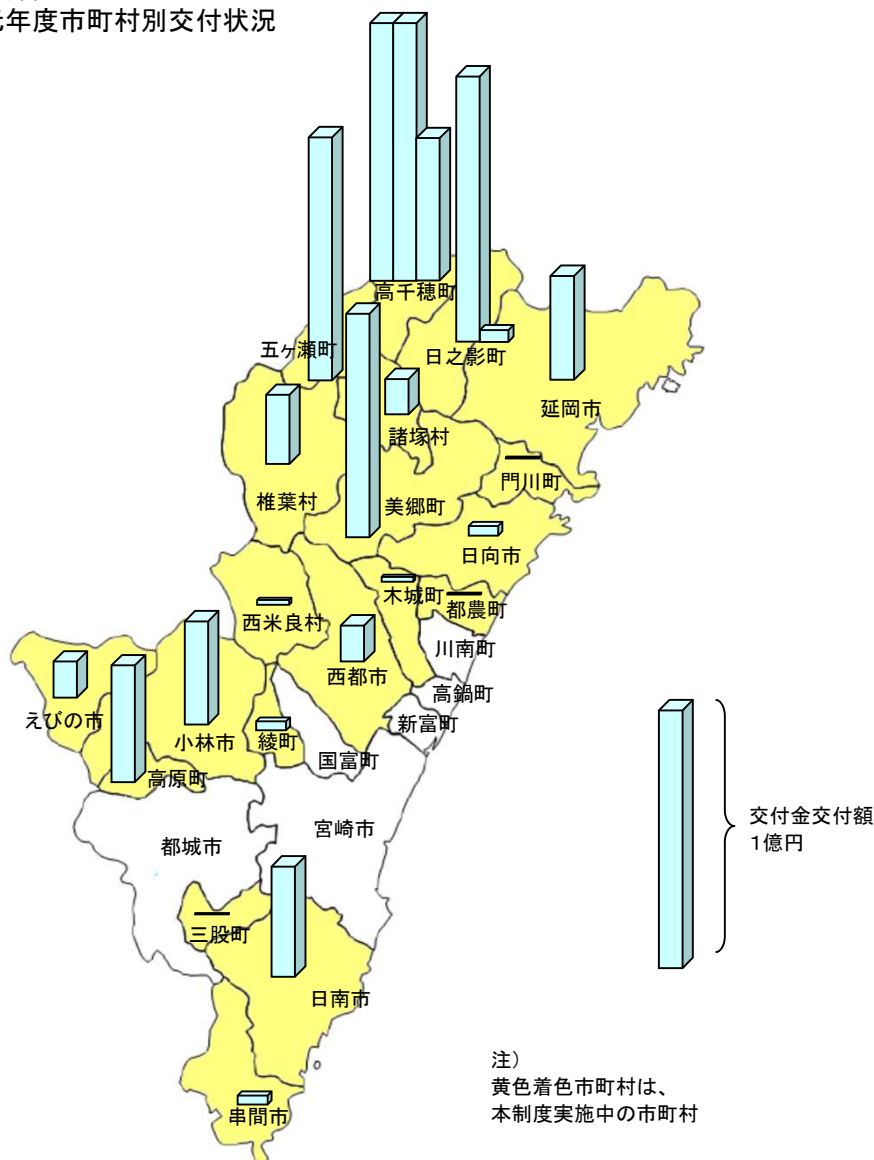
- ・県全体で8億2,576万円(平成30年度は8億2,251万円)が交付されています。
- ・地域別交付金額割合では、西臼杵で56%、東臼杵で22%と8割近くを県北地域が占めています。(図3)
- ・交付金の交付が最も多かった市町村は高千穂町で、2億5,707万円となっています。
- ・1市町村当たりの平均交付金額は4,129万円となります。
- ・1協定当たりの平均交付金額は223万円となります。

<図3 地域別交付金額割合>



<参考資料>

令和元年度市町村別交付状況

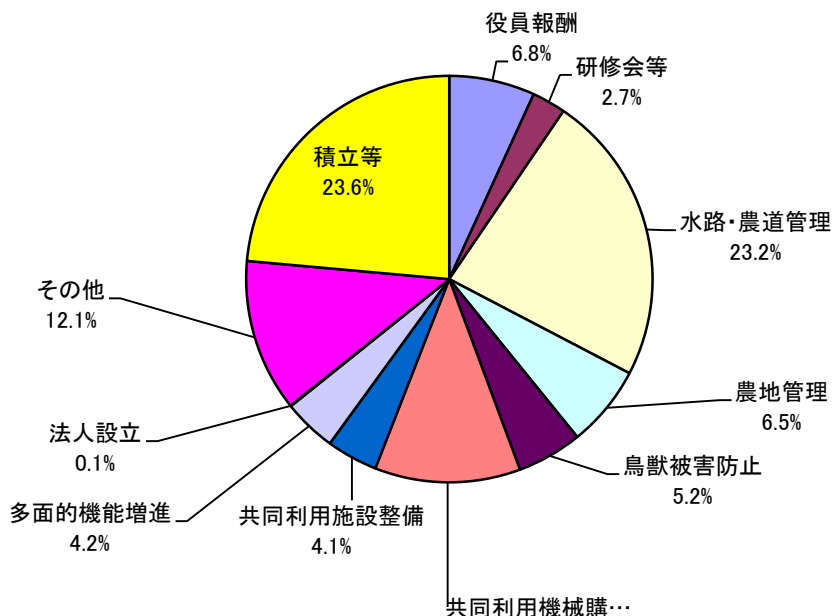


5 集落協定活動の内容:全協定共通事項

(1) 共同取組活動における交付金の使用方法

- ・交付金の使用方法については、協定参加者の合意により決定されます。
- ・使用方法別には、共同施設・機械等の購入等のための「積立等」が最も多く、次に「水路・農道管理」に係る支出となっています。(図4)

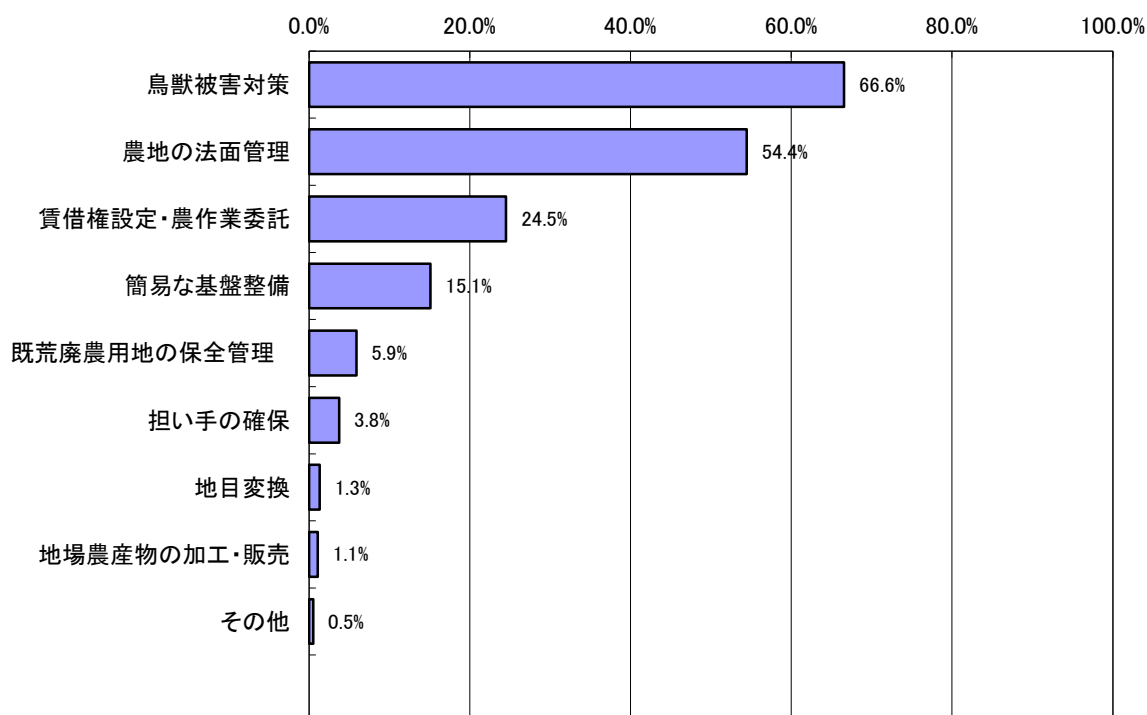
<図4 共同取組活動における交付金の使用方法>



(2) 「農用地に関する事項」の取組内容

- ・農業生産を維持・継続し、耕作放棄を予防する観点から、交付を受ける全ての協定は、「適正な農業生産活動」を必ず実施しなければならないこととされています。
- ・取組内容別で見ると、「鳥獣被害対策」、「農地の法面管理」、「賃借権設定・農作業委託」及び「簡易な基盤整備」の4項目に多くの協定が取り組んでいます。(図5)

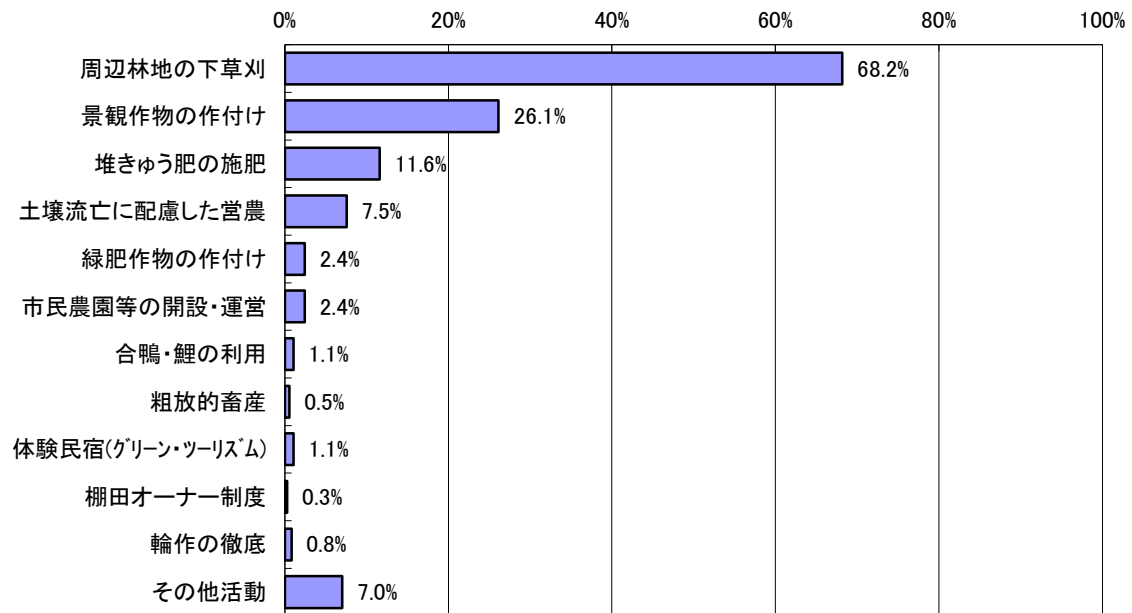
<図5 「適正な農業生産活動」の取組内容>



(3)「多面的機能を増進する活動」の取組内容

- ・農業生産活動だけでなく、「多面的機能を増進する活動」も全協定が取り組む必要があります。
- ・取組内容別には、国土保全機能を高めるための「周辺林地の下草刈」が最も多く、次いで、保健休養機能を高めるための「景観作物の作付け」、自然生態系の保全に資するための「堆きゅう肥の施肥」に多くの協定が取り組んでいます。(図6)

<図6 「多面的機能を増進する活動」の取組内容>



※1つの集落が複数取組む場合があります

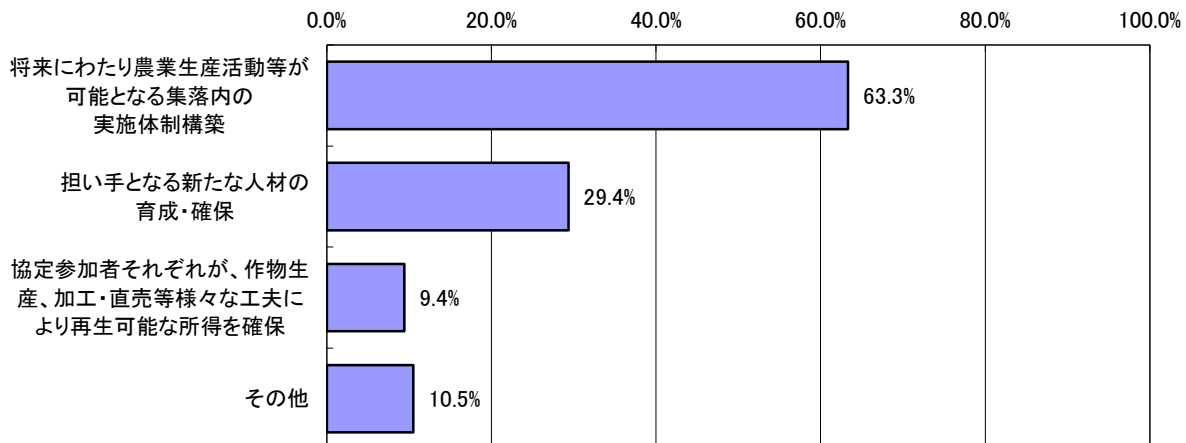
(4)「集落マスタープラン」の内容

- ・全ての協定において、将来にわたり農業生産活動を継続していくための体制づくりに向けた集落の10～15年後を見据えた将来像と、その将来像を実現するための5年間の活動計画を定めています。

1)「目指すべき将来像」の内容

- ・全ての協定において、集落の目指すべき将来像を定めています。
- ・内容別には「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が最も多く、63%の集落で、持続的な農業生産活動体制の構築を目指すこととしています。(図7)

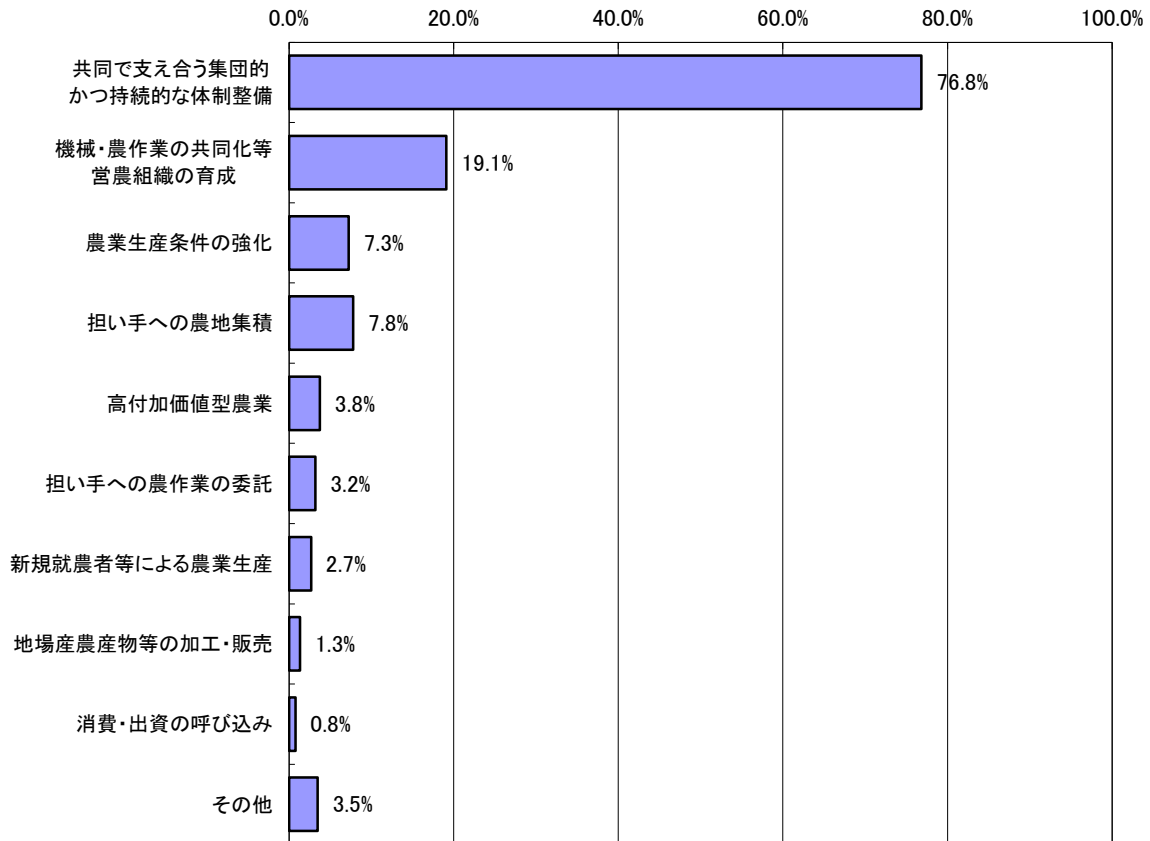
<図7 集落マスタープランにおける「目指すべき将来像」の内容>



2)「将来像を実現するための活動方策」の内容

- ・全ての協定において、1)で定めた将来像の実現に向けた具体的な活動計画を定めています。
- ・将来像に集落を基礎とした営農体制整備を掲げる協定が多いことから、77%の協定で、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」を活動内容に掲げています。(図8)

<図8 集落マスタープランにおける「将来像実現のための活動方策」の内容>



※1つの集落が複数取組む場合があります

6 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の内容

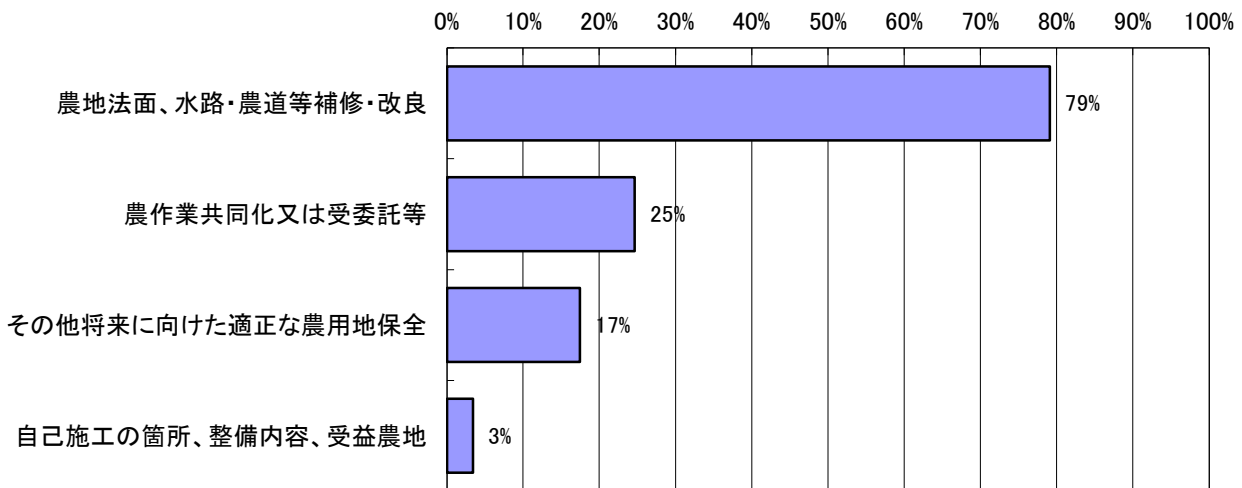
集落協定全体371協定のうち、292協定(79%)がより前向きな取組を行うこととしており、通常単価の交付を受けています。(取り組まない場合は、通常単価の8割単価での交付)

これら協定においては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項として、各種取組計画を定め、活動しています。

(1) 必須要件:農用地等保全活動の実践の内容

- ・将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、保安全管理の箇所や範囲などを示した図面を作成し、これに基づき活動を実践することとされています。
- ・図面に示す内容については、「農地法面、水路・農道等の補修・改良」が最も多く、79%となっています。(図9)

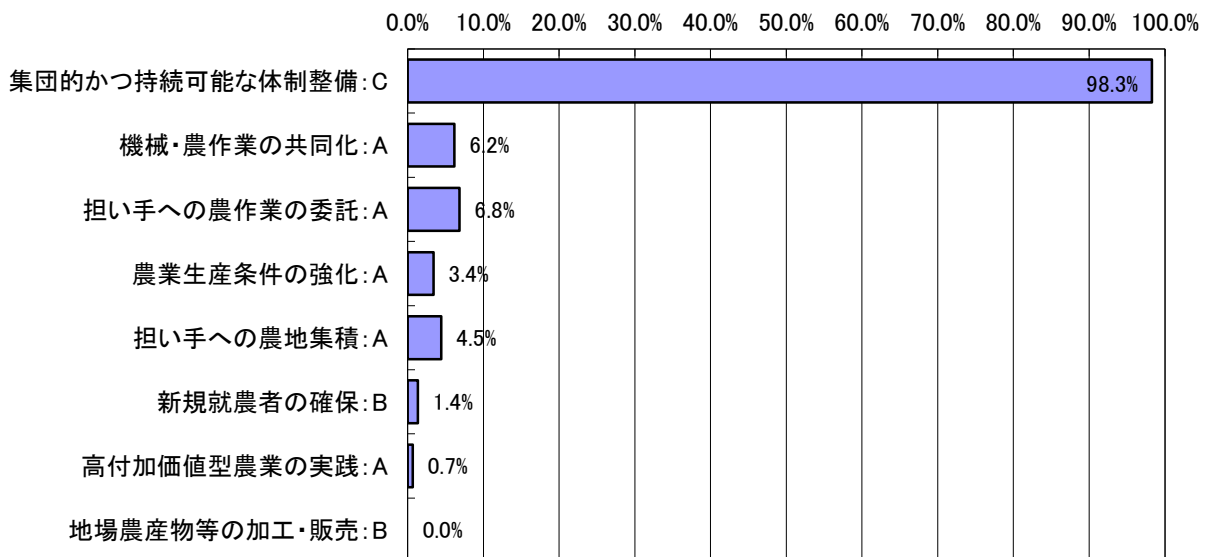
<図9 農用地等保全活動の実践内容>



(2) 選択的必須要件:より前向きな取組活動の内容

- ・定められた要件(A~C)から取組活動を選択して実施することとされています。
- ・C要件「集団的かつ持続可能な体制整備」の構築に向けた取組活動が最も多く、98%となっています。(図10)

<図10 「より前向きな取組活動の内容」>



注1) 活動内容に付すアルファベットは、要件分類を示す。

注2) A要件については、2つ以上選択。